

平成28年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤字・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	23	8～10行目	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被用者・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「無職者」、「自営業者・家族従業者」となっている（第3-4図）。	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「 <u>被雇用者</u> ・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「無職者」、「 <u>自営業</u> ・家族従業者」となっている（第3-4図）。
2	26	18～21行目 注5、注6	平成13年12月12日付け地基補第239号「 <u>心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について</u> 」 平成13年12月12日付け地基補第240号「 <u>「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について</u> 」	平成13年12月12日付け地基補第239号「 <u>心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について</u> 」 平成13年12月12日付け地基補第240号「 <u>「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について</u> 」
3	36	第1－15表 第1－16表	(注) 3. < >内は <u>死亡</u> の件数で、内数である。	(注) 3. < >内は <u>自殺（未遂を含む）</u> の件数で、内数である。
4	41	第1－23表	別添1参照	
5	51	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は11件（同7件）、次いで消防職員は9件（同1件）などとなり、認定件数について、義務教育学校職員は13件（同6件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>10件</u> （同9件）などとなっている（第3-5表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は11件（同7件）、次いで消防職員は9件（同1件）などとなり、認定件数について、義務教育学校職員は13件（同6件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>11件</u> （同9件）などとなっている（第3-5表）。
6	52	第3－5表	別添2参照	
7	54	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>50件</u> （同24件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>14件</u> （同7件）などとなり、・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>51件</u> （同24件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>13件</u> （同7件）などとなり、・・・
8	54	第3－9表	別添3参照	
9	61 62	第1－3図 第1－5図		以下を追記。 <u>（注）</u> <u>決定時の疾患名が「脳内出血（脳出血）」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」、「心筋梗塞」、「心停止（心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」に該当する事案を対象とした。</u>
10	62	2～3行目	<u>いずれの業種でも事案数は脳疾患が心臓疾患よりも多かった。</u>	<u>「電気・ガス・熱供給・水道業」以外の業種では事案数は脳疾患が心臓疾患よりも多かった。</u>

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	63	第 1－6 図	卸売業小売業	卸売業、小売業
12	67	9～10行目	いずれの業種でも事案数は、「脳疾患」が「心臓疾患」よりも多かった（第1-13図）。	ほとんどの業種で事案数は、「脳疾患」が「心臓疾患」よりも多かった（第1-13図）。
13	124	第 3－2 図	別添 4 参照	
14	128	(イ) 7～9 行目	次に、実労働時間（繁忙期）の平均をみると、・・・次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が57.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が54.9%であった。	次に、実労働時間（繁忙期）の平均をみると、・・・次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が57.3時間、「宿泊業、飲食サービス業」が54.9時間であった。
15	163	1～2 行目	平成24（2012）年 8 月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、・・・	平成24（2012）年 8 月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、・・・
16	177	(3) 9～10行目	運用開始以降、・・・平成28（2016）年度は11件の企業を認定し、企業名を公表している。	運用開始以降、・・・平成28（2016）年度は12件の企業を認定し、企業名を公表している。
17	180	(6) 1～3 行目	平成27年（2015）年の夏に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28年（2016）2 月にかけて「高校生に対するアルバイトに関する意識調査」を実施した。	平成27（2015）年の夏に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28（2016）年 2 月にかけて「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」を実施した。
18	181	コラム 5 7～10行目	このため、これまでも厚生労働省や様々な機関・団体が労働法の普及・啓発を行ってきたところですが、・・・高等教員等のための指導者用資料を作成し、全国の高等学校等に配布を行いました。	このため、これまでも厚生労働省や様々な機関・団体が労働法の普及・啓発を行ってきたところですが、・・・高校教員等のための指導者用資料を作成し、全国の高等学校等に配布を行いました。
19	183	2～5 行目	また、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成28年度は370件の監督指導を実施した。	また、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成28年度の対象事業場は370件であった。
20	183	28～29行目	「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で712件の相談が寄せられ、相談内容としては、長時間労働・過重労働に関するものが340件（47.7%）と最も多かった。	「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で712件の相談が寄せられ、相談内容としては、長時間労働・過重労働に関するものが340件（47.8%）と最も多かった。
21	196	4～5 行目	この結果、「過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた」と回答した企業は36.3%、「過去3年間に・・・	この結果、「過去3年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例がある」と回答した企業は36.3%、「過去3年間に・・・
22	196	第 7－3 図	別添 5 参照	
23	197	第 7－5 図	別添 6 参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
24	199	(1) ア 11行目	また、全体の <u>5割強</u> の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の <u>5割弱</u> の運行で荷待ち時間が・・・
25	207	コラム11 2段落目 1～2行目	長時間労働を前提とした働き方を改め、しっかり休んで集中して働き、限られた時間で成果を <u>上げる</u> 生産性の高い働き方へと変えていくことは・・・	長時間労働を前提とした働き方を改め、しっかり休んで集中して働き、限られた時間で成果を <u>上げる</u> 生産性の高い働き方へと変えていくことは・・・

誤

第 1-23 表 精神障害の出来事別決定及び支給決定（認定）件数

	具体的な出来事	平成27年度				平成28年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害	(重度の)病気やケガをした	85 (23)	3 (0)	34 (7)	1 (0)	88 (24)	4 (1)	42 (7)	3 (0)
の体験	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	80 (46)	0 (0)	45 (24)	0 (0)	79 (45)	0 (0)	53 (31)	0 (0)

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(※)。

2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3. 自殺は、未遂を含む件数である。

4. () 内は女性の件数で、内数である。

(※) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」のWebサイト：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf>

正

第 1-23 表 精神障害の出来事別決定及び支給決定（認定）件数

出来事の種類	具体的な出来事	平成27年度				平成28年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害	(重度の)病気やケガをした	85 (23)	3 (0)	34 (7)	1 (0)	88 (24)	4 (1)	42 (7)	3 (0)
の体験	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	80 (46)	0 (0)	45 (24)	0 (0)	79 (45)	0 (0)	53 (31)	0 (0)

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(※)。

2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3. 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

4. 自殺は、未遂を含む件数である。

5. () 内は女性の件数で、内数である。

(※) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」のWebサイト：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf>

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

		(件)			
職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員		8	6	7	13
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		5	2	2	3
警 察 職 員		6	4	7	5
消 防 職 員		1	0	9	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		1	0	2	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		7	9	11	10
合 計		29	21	38	32

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

		(件)			
職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員		8	6	7	13
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		5	2	2	2
警 察 職 員		6	4	7	5
消 防 職 員		1	0	9	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		1	0	2	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		7	9	11	11
合 計		29	21	38	32

誤

第3-9表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成26年度		平成27年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員	8	5	12	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	7	4	14	5
警 察 職 員	1	3	5	3
消 防 職 員	6	6	4	5
電 気・ガ 斯・水 道 事 業 職 員	1	0	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	8	1
清 掃 事 業 職 員	1	0	3	0
船 員	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	24	19	50	18
合 計	49	37	97	32

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき地公災 補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第3-9表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成26年度		平成27年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員	8	5	12	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	7	4	13	5
警 察 職 員	1	3	5	3
消 防 職 員	6	6	4	5
電 気・ガ 斯・水 道 事 業 職 員	1	0	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	8	1
清 掃 事 業 職 員	1	0	3	0
船 員	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	24	19	51	18
合 計	49	37	97	32

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

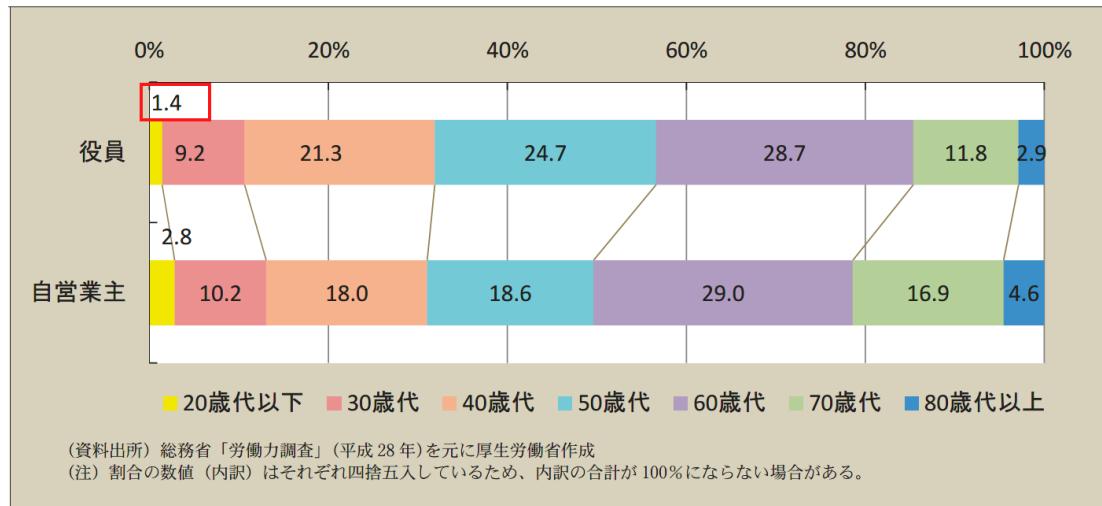
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P124

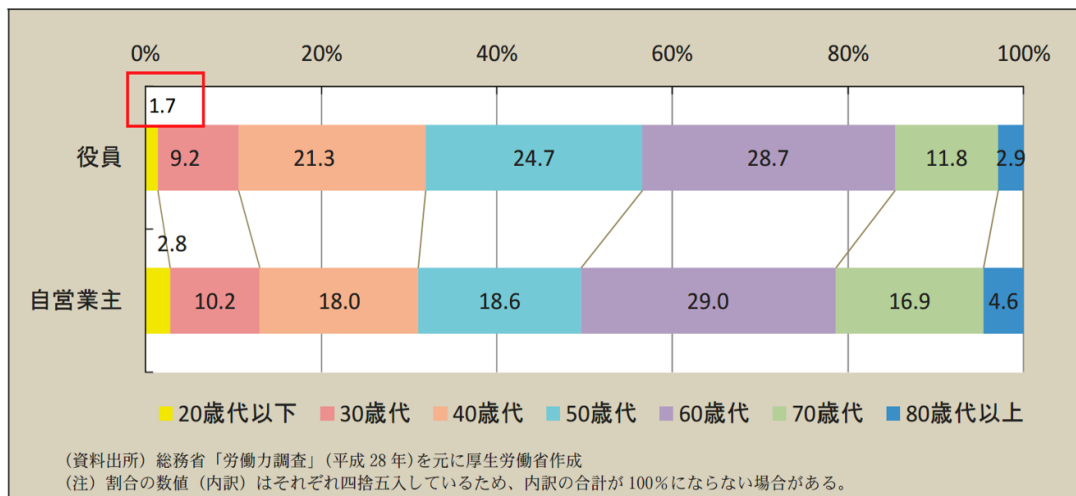
誤

第 3-2 図 年齢構成（労働力調査）

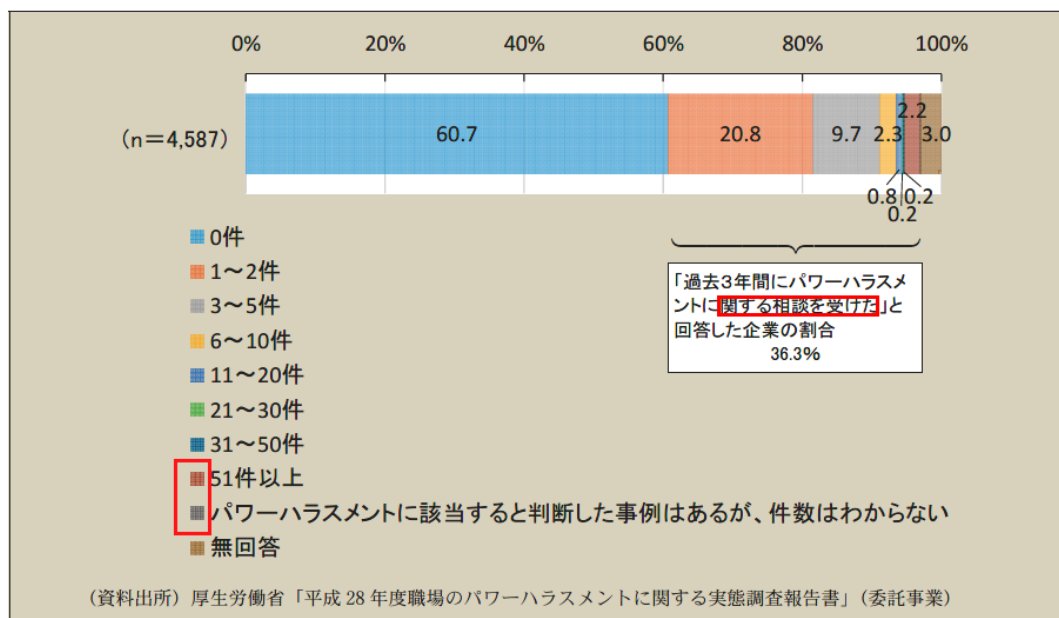


正

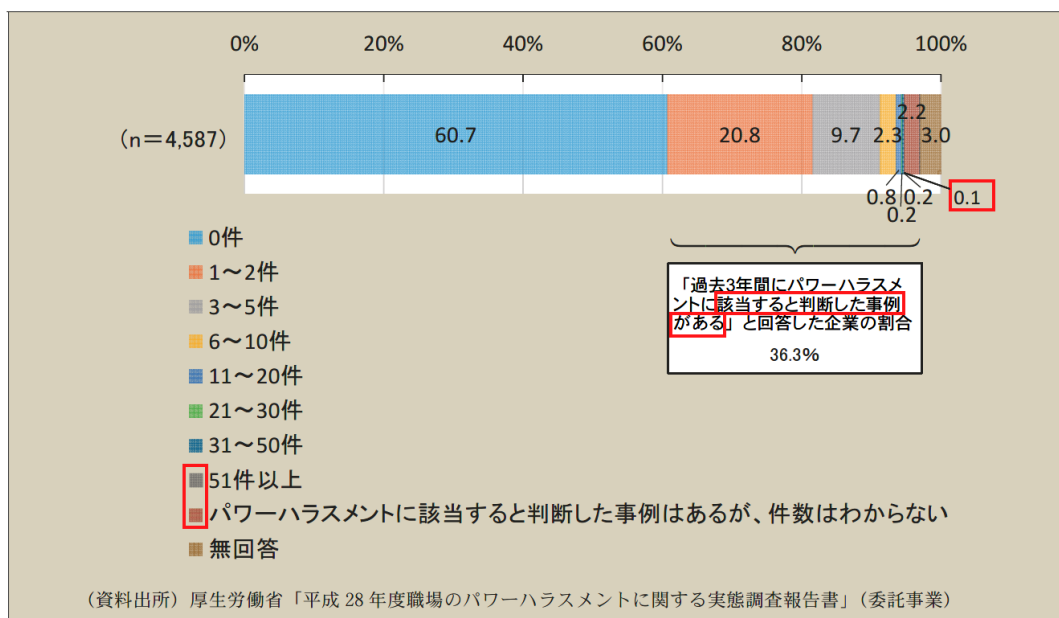
第 3-2 図 年齢構成（労働力調査）



誤

第 7-3 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた回数（企業調査）

正

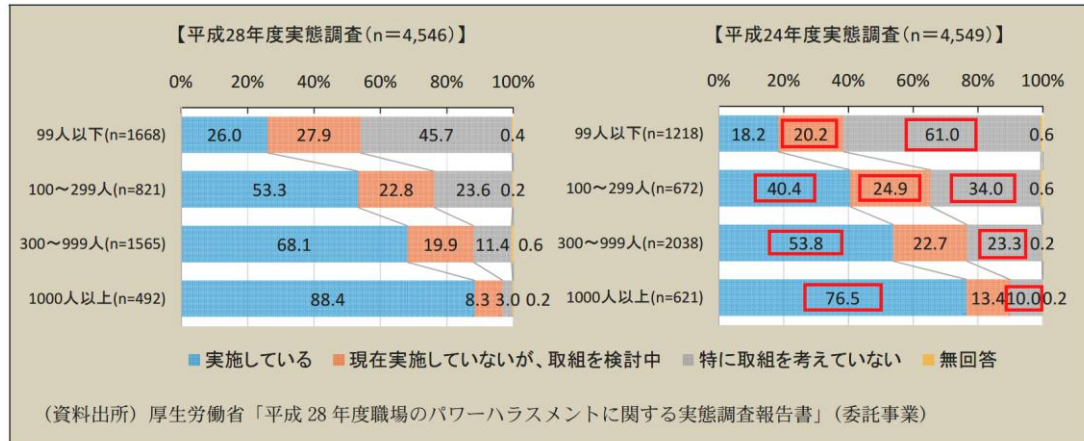
第 7-3 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例の件数（企業調査）

・ P197

誤

第 7-5 図

パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



正

第 7-5 図

パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））

